

事務連絡  
令和7年7月7日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学又は高等専門学校を設置する  
公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課  
各都道府県・指定都市文化財行政主管課  
各都道府県宗教法人事務主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房政策課  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課  
文化庁政策課

#### 外来カミキリムシ類に係る対策の推進について（依頼）

平素よりクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリの3種（以下、「外来カミキリムシ類」という。）の対策に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

今般、これまで実施してきた外来カミキリムシ類による被害の防止対策を踏まえ、外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議において、別紙のとおり取り組んでいく方針となりました。

つきましては、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課及び学校安全主管課（指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課

を除く。)及び所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する大学等に対し、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する大学に対し、大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する公立大学法人に対し、各都道府県・指定都市文化財行政主管課におかれては市区町村の文化財主管課その他の関係機関に対し、各都道府県宗教法人事務主管課におかれては所管の宗教法人に対し、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対し、別紙の方針及び別添の参考資料を踏まえ、それぞれが所有又は管理する土地、施設等において外来カミキリムシ類の対策の実施や、これまで発見されていなかった場所で新たに外来カミキリムシ類が発見された場合の地方公共団体への連絡について周知いただき、取組みに御協力いただきますようお願いいたします。

また、地方公共団体におかれては、関係部局で連携し、外来カミキリムシ類発見時の連絡体制や防除体制を整備いただくとともに、これまで発見されていなかった市町村で新たに外来カミキリムシ類が発見された場合にはお近くの地方環境事務所まで御連絡いただくようご協力をお願いいたします。

**【本件お問い合わせ先】**

(学校等における対応について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係 電話番号：03-6734-2966 (直通)

(宗教法人施設、文化財等における対応について)

文化庁政策課企画係 電話番号：075-451-9506 (直通)

(別紙)

## 外来カミキリムシ類による被害の防止対策の推進について

令和7年6月

外来カミキリムシ類に関する関係省庁連絡会議

環境省自然環境局野生生物課  
農林水産省消費・安全局植物防疫課防除対策室  
林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室  
国土交通省総合政策局環境政策課  
文部科学省大臣官房政策課

外来生物法に基づく特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、サビイロクワカミキリの3種（以下、「外来カミキリムシ類」という。）は、公園、学校、街路、農地、森林等の樹木を加害し、落枝、倒木等による人的被害や農業被害、自然景観や生態系への悪影響を引き起こすことが懸念されている。

被害拡大を防止するためには、早期発見・早期駆除の対策が必要であり、また発生地域のうち一部でも対策が講じられない地域や施設があると、当該地域等で繁殖した個体が周辺に拡散して被害を及ぼすため、地域で一体となった対応が必要である。

このため、引き続き関係省庁間で外来カミキリムシ類に係る情報共有を行うとともに、以下の取組を以て、公園、学校、街路、農地、森林等を所有又は管理する地方公共団体等の様々な主体への情報伝達・周知等を連携して行うことで、外来カミキリムシ類による被害の防止対策を推進していくこととする。

### 【取組内容】

関係省庁は、以下（１）～（３）に取り組む。

- （１） 関係省庁が自ら所有又は管理する施設等における外来カミキリムシ類対策の実施
- （２） 外来カミキリムシ類の発生状況や対策技術に係る情報収集
- （３） 地方公共団体等への情報提供及び取組支援
  - ・被害が発生しうる、又は発生している土地、施設等を所有又は管理する地方公共団体等に対し、外来カミキリムシ類対策への協力と関係部局間の連携を依頼。
  - ・外来カミキリムシ類対策に関する最新の知見や、関係省庁の交付金等で外来カミキリムシ類対策に活用しうるものの情報を取りまとめ、地方公共団体等に共有。

また、関係省庁からの周知先は以下のとおり。

- ・国土交通省：河川、公園、道路、港湾、空港等の土地、直轄施設を所管する部局
- ・文部科学省：学校を所管する部局、地方公共団体の寺社仏閣、文化財等部局
- ・農林水産省：地方公共団体の農業部局
- ・林野庁：地方公共団体の林務部局
- ・環境省：地方公共団体の環境部局

なお、その他関係省庁は前記（３）に取り組む。

その際の地方公共団体等に周知する際の周知先は以下のとおり。

- ・こども家庭庁：保育所、認定こども園、認可外保育施設等

## 外来カミキリムシ類の対策に係る参考資料について

### 【1.分布状況】

ツヤハダゴマダラカミキリ

：現在までに、山口県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、富山県、岐阜県、愛知県、兵庫県、長野県、千葉県、栃木県の13都県で確認。

※神奈川県については、根絶。

サビイロクワカミキリ

：現在までに、福島県のみで確認。

クビアカツヤカミキリ

：現在までに、愛知県、埼玉県、群馬県、東京都、大阪府、徳島県、栃木県、和歌山県、奈良県、三重県、茨城県、神奈川県、兵庫県、京都府、千葉県の15都府県で確認。

### 【2.発見時の見分け方】

特定外来生物 同定マニュアル

： [https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp\\_konchurui2.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp_konchurui2.pdf)

- ・ ツヤハダゴマダラカミキリ (P3 参照)
- ・ サビイロクワカミキリ (P4 参照)
- ・ クビアカツヤカミキリ (P5 参照)

### 【3.防除対策】

ツヤハダゴマダラカミキリの生息が確認されました (チラシ)

： [https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota\\_R5-2.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota_R5-2.pdf)

クビアカツヤカミキリの防除法 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所)

： <https://www.ffpri.affrc.go.jp/pubs/chukiseika/documents/5th-chuukiseika12.pdf>

### 【4.普及啓発】

「見つけよう！ツヤハダゴマダラカミキリ」

： [https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota\\_R5-3.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota_R5-3.pdf)

「クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。」

： [https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g\\_kubiakatsuyakamikiri\\_kaitei.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_kaitei.pdf)